

## ドッグサップ協会公認インストラクター 規定

### 第1条

教育本部規約第1条及び第2条に基づき本規定を定める。

### 第2条

ドッグサップ協会公認インストラクター（以下「インストラクター」という）はドッグサップ指導者として普及発展に寄与しなければならない。

（資格）

### 第3条

インストラクターを次の3等級に分ける。

(1) アドバンスインストラクター（ベーシックインストラクターを養成できる者）

アドバンスインストラクターの資格を次の通りに定める。

- ① 公認ドッグサップスクール（以下「公認スクール」という）及び支部における代表
- ② ベーシックインストラクター、アクティビティリーダーの資格養成、講習及び実技指導
- ③ 業務時のインストラクション及び安全管理

(2) ベーシックインストラクター（ドッグサップの正しい知識を身に着け、インストラクターとして人に伝えられる者）

ベーシックインストラクターの資格を次の通りに定める。

- ① 公認スクールにおける代表
- ② アクティビティリーダーの資格養成、講習及び実技指導
- ③ 業務時のインストラクション及び安全管理

(3) アクティビティリーダー（ドッグサップの正しい知識を身に着け、手本となれる者）

アクティビティリーダーの資格を次の通り定める。

- ① 公認スクールの業務サポート

（資格の確認）

### 第4条

講習・検定は本協会及び公認スクールにおいて、講習・検定し、修了者・合格者をもって認定する。

2 合格者は所定の手続きをもって認定を受けなければならない。

3 インストラクター資格の有効期限は、認定を受け取った日より3年度とする。

(義務)

#### 第5条

インストラクターは次の義務を負うものとする。

- (1) インストラクターは任務を完遂するために積極的に研修会に参加しなければならない。
- (2) 協会費を納め協会員資格を更新しなければならない。
- (3) 認定から3年度ごとにインストラクター資格を更新しなければならない。
- (4) 年度末に活動報告をしなければならない。

(資格の停止及び解除)

#### 第6条

インストラクターで次の項に該当する者は、本協会で審議し、資格の停止及び解除とする。

- (1) 協会費未納の者。  
資格の停止を受けた者が停止の解除を求める場合、未納の協会費を納付しなければならない。
- (2) インストラクター資格の更新を行わなかった者。  
資格の停止を受けた者が資格の解除を求める場合、更新手続きを行った後資格停止が解除される。
- (3) 本協会の規約に反し、インストラクターとしての体面を汚すような行為があった時。  
停止の解除は停止期間終了後とする。(停止期間中に有効期限が来た場合においても更新手続きを行わなければならない。)

(資格の喪失)

#### 第7条

インストラクターで次の項に該当する者は、教育本部査問委員会で調査され、本部会で審議し、理事会において決定される。

- (1) 本協会の規約に反し、インストラクターとしての体面を汚すような行為があった時。
- (2) インストラクター資格を1年更新しなかった者。
- (3) 協会費を1年以上未納の者。

(細則)

#### 第8条

インストラクターに関する細則は別に定める。

(既定の改廃)

第9条

この規定の改廃は理事会の決議による。

2 細則についてはこの限りではない。